

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

-----

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

-----

No: 41/2013/ND-CP

ハノイ、2013年5月8日

## 政令

ストライキ権が認められない事業体のリストおよびストライキ権が認められない事業体の労働者団体の要求処理に関する労働法第 220 条の詳細規定、および実施ガイドラインを定める。

2001年12月25日付政府組織法に基づき、  
2012年6月18日付労働法に基づき、  
労働傷病兵社会福祉省大臣の提案を検討し、

政府は、ストライキ権が認められない事業体のリストおよびストライキ権が認められない事業体の労働者団体の要求処理に関する労働法第 220 条の詳細規定および実施ガイドラインを定める政令を公布する。

### 第1条 適用範囲

本政令は、ストライキ権が認められない事業体のリストおよび当該事業体における労働者団体の要求処理に関して定める。

### 第2条 適用対象

1. ストライキ権が認められない事業体における雇用主、労働者、企業内労働組合執行委員会、または企業内労働組合がない場合は企業内労働組合の上級労働組合執行委員。

ストライキ権が認められない事業体とは、ストライキが国家の安全、国防、健康、公共秩序に脅威を及ぼす可能性があり、国民経済に不可欠な業務を担い、労働法に則って労働者を雇用している事業体をいう。具体的には以下のとおり。

- a) 大規模な発電所、送電および配電、電力のコントロールに関わる者
- b) 石油およびガスの採掘、開発、生産、提供に関わる者
- c) 航空、航海の安全確保に関わる者
- d) 国家機関の通信回線設備ベースの提供者、国家機関の郵送提供者
- e) 中央直轄市における水道水、排水、衛生環境分野における業者

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- f) 安全、国防に直接関わる提供業者
- 2. ストライキ権が認められない事業者のリストおよび当該事業者の労働者団体の要求処理の実施に関連する機関、組織、個人。

### 第3条 ストライキ権が認められない事業者のリスト

ストライキ権が認められない事業者のリストは、本政令別添のとおり。

### 第4条 ストライキ権が認められない事業者の労働者団体の要求の処理

- 1. 企業内労働組合執行委員会、または企業内労働組合がない場合は企業内労働組合の上級労働組合執行委員により、労働者の権利上の問題を労働法に準じて解決する要求があった場合、雇用主は法律に則って違反行為を排除し、労働者の権利に係る義務を十分に履行しなければならない。
- 2. 企業内労働組合執行委員会、または企業内労働組合がない場合の企業内労働組合の上級労働組合執行委員からの要求書が提出された場合、雇用主および関連機関、組織、個人は、次に掲げる責任を負う。
  - a) 雇用主は、団体交渉会議として、企業内労働組合執行委員会、または上級労働組合執行委員（企業内労働組合がない場合）と協議すると共に、労働調停員もしくは団体交渉を直接支援する者の派遣を受け入れるために、所在する省の市町村の労働管轄機関へ通知する責任を負う。また、団体交渉会議が終了した後、両当事者間で合意した事項は即ちに履行されなければならない。交渉決裂場合、各当事者は、雇用主が所在する地方の労働仲裁協議委員会へ解決要望書を提出しなければならない。
  - b) 労働仲裁協議委員会は、雇用主、あるいは企業内労働組合執行委員会、企業内労働組合がない場合は企業内労働組合の上級労働組合執行委員の解決要望書を受理してから3日以内に法令に従って仲裁を行わなければならない。また、両当事者は、仲裁成立記録書に記載された全ての合意事項を履行しなければならない。
  - c) 作成された仲裁成立記録書に违背して、いずれかの当事者が合意事項を履行しなかった場合、または両当事者間の交渉決裂を受けて労働仲裁協議委員会が仲裁不成立記録書を作成した場合、企業内労働組合執行委員会、もしくは上級労働組合執行委員は、作成日から5日（仲裁成立記録書）、または3日（仲裁不成立記録書）以内に雇用主の所在地の労働傷病兵社会福祉局へ解決要望書を提出しなければならない。さらに、上級労働組合執行委員は、省、中央直轄市人民委員会委員長に報告する義務を負う。
  - d) 省、中央直轄市人民委員会委員長は、労働傷病兵社会福祉局からの労働者団体の要求に関する報告を受けてから5日以内に、同級労働組合委員長、省レベル関連機関、部局、ストライキを行ってはならない企業の代表者と協議し、労働者団体

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

の要求を処理しなければならない。省、中央直轄市人民委員会委員長の決定は、両当事者が履行しなければならない最終決定となる。

3. 雇用主、企業内労働組合執行委員会または企業内労働組合がない場合は上級労働組合執行委員の間で、安全、国防に係る業務を直接提供する業者についての交渉が決裂した場合、雇用主は即ちに管轄機関へその旨を報告しなければならない。管轄機関は、雇用主の報告を受けてから5日以内に、労働者団体の要求を処理しなければならない。管轄機関の決定は、両当事者が履行しなければならない最終決定となる。

## 第5条 管轄国家機関による労働者団体の権利、利益に関する要求の受理、処理

1. 各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、省および中央直轄市人民委員会委員長、もしくは合法的な受託者は、労働者団体の要求を適切に解決できるよう、同級労働組合、雇用主代表者と協力し、雇用主、労働者、ストライキ権が認められない事業体内労働組合執行委員会と定期的に（6ヶ月に1回）会談を行うものとする。
2. 雇用主、企業内労働組合執行委員会は、本条第1項に定められる会談において挙げられた労働者の労働法遵守、雇用、収入に関する問題、および雇用主、労働者、企業内労働組合執行委員会の要求等を書面にて各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、省および中央直轄市人民委員会委員長、もしくは合法的な受託者に報告し、解決を要求する責任を負う。
3. 各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者は、省および中央直轄市人民委員会委員長、もしくは合法的な受託者と協力し、次に掲げる事項において、管轄地域に属する労働者団体の権利、利益に関する要求を処理する責任を負う。
  - a) 労働者もしくは労働者団体の権利に関する問題、要求については、雇用主に対し違反行為を即ちに正すよう指示すること。
  - b) 両当事者の利益に関する問題、要求については、雇用主および企業内労働組合執行委員会に対し、労働管理機関、雇用主代表組織、上級労働組合と協議した上で団体交渉を行うよう指導すること。また、交渉が決裂した場合、各当事者は、本政令第4条第2項に従う雇用主の本社が所在する地方労働仲裁協議会に解決を要求するよう、案内すること。
  - c) 管轄機関に対し、両当事者間の交渉を支援し、処理決定をストライキ権が認められない事業体の労働者、雇用主へ通知するよう指導すること。

## 第6条 施行組織

1. ストライキ権が認められない事業体の社長は、各担当者の責任、労働者団体の要求の解決手順を具体的に規定する責任を負う。また、当該内容は就業規則に記載され、労働者全員に通知しなければならないものとする。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、省および中央直轄市人民委員会委員長は、本政令に従う管轄範囲内で、「ストライキ権が認められない事業体のリスト」に含まれる企業に本政令の執行を案内するほか、労働傷病兵社会福祉省への定期的な報告（6ヶ月に1回）および雇用主、企業内労働組合執行委員会の要求によって緊急報告をする責任を負う。
3. 労働傷病兵社会福祉省は、各部局、地方と協力し、本政令の執行状況を監査、視察を行ない、政府首相へ年間報告を行なう責任を負う。

## 第7条 執行効力

1. 本政令は、2013年6月23日に発効する。
2. 「ストライキ権が認められない事業体のリスト」およびストライキ権が認められない事業体の労働者団体の要求の処理に関する2007年7月27日付政令第122/2007/ND-CP号、2007年7月27日付政令第122/2007/ND-CP号に定められた「ストライキ権が認められない事業体のリスト」を修正・追加した2011年4月14日付政令第28/2011/ND-CP号は、本政令の発効日より廃止される。

## 第8条 執行責任

各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、省および中央直轄市人民委員会委員長、「ストライキ権が認められない事業体のリスト」に含まれる企業は、本政令を施行する責任を負う。

政府代表  
首相

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査員
- ・ 国家財務監督委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム預金保険
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、官報掲載
- ・ 保管：書類管理部、KGVX（3部）

グエン タン ズン

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## ストライキ権が認められない事業体のリスト

(2013年5月8日付政令第41/2013/ND-CP号添付発行)

### I. 電力生産、送電、配電に関わる者

1. ホアビン水力発電所
2. ソンラ水力発電所
3. フーミー火力発電一人有限会社
4. 国家送電公社に属する各送電会社
5. 国家電力コントロールセンター (National Load Dispatch Centre)

### II. 石油およびガスの採掘、開発、生産、提供に関わる者

1. ベトナムガス公社 (Petro Vietnam gas Joint stock corporation)
  - a) ブンタウガス加工会社
  - b) 東南部ガス運搬会社
  - c) ガス製品経営企業
  - d) カマウガス会社
  - d) ナムコンソンガスパイプ会社
  - e) Lot B - オモンパイプコントロール会社
  - g) 北部天然ガス経営会社
  - h) 南部天然ガス経営会社
  - i) ベトナム低圧ガス配送株式会社
2. VIETSOPETRO 合弁会社
3. 石油、ガス採掘および開発公社
  - a) 国内石油およびガス採掘、開発のコントロール会社
  - b) Con Son 会社
  - c) Vietgazprompt 会社
  - d) Viet Nga Nhat 会社 (VRJ)

### III. 航空安全、航海安全確保に関わる者

1. ベトナム航空交通管理公社 (Vietnam Air traffic Management Corporation) に属する航空活動保障に関するサービスを提供する企業

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. ベトナム空港公社に属する空港（ノイバイ、タンソンニャット、ダナン、ニャチャン、カントー）
3. 北部航海安全保障公社
4. 南部航海安全保障公社
5. ベトナム石炭鉱山グループに属する海事水先案内 1 人有限会社（Maritime pilotage single member limited liability company – Vinacomin）
6. ベトナム海事情報通信一人有限会社

#### IV. 国家機関の通信回線設備ベースの提供者、国家機関の郵送提供者

1. 省連携通信会社
2. 国際通信会社
3. ベトナム通信公社に属する通信回線設備ベースを提供する企業
4. 軍事通信公社に属する通信回線設備ベースを提供する企業
5. ベトナム郵政公社に属する中央郵便局

#### V. 中央直轄市における水道水、排水、衛生環境分野に関わる者

#### VI. 安全、国防に係るサービスの直接提供者

国が所有する安全、国防に係るサービスを直接提供する一人有限会社の組織、管理、活動に関する 2010 年 10 月 11 日付政令第 104/2010/ND-CP 号の付録に定められた企業を含む。